宿泊約款

第 1 条　適用範囲

HOLY-MOLY（以下「当施設」といいます。）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、本約款の定めるところによるものとします。

2. 本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

3. 当施設が、法令及び一般に確立された慣習に反しない範囲で特約に応じた場合は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第 2 条　宿泊契約の申込み

当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

(1) 宿泊客の氏名

(2) 宿泊日及び到着予定時刻

(3) 連絡先

(4) その他当施設が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第 3 条　宿泊契約の成立

宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第 4 条　宿泊契約締結の拒否

当施設は、次に掲げる場合、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室により客室の提供ができないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ）暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人又はその他の団体であるとき

ハ）法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊しようとする者が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定感染症の患者等であるとき。

(6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(7) 宿泊しようとする者が、当施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の 6 で定めるものを繰り返したとき。

(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(9) 山梨県旅館業法施行条例第6条の規定する場合に該当するとき。

第4条の２　宿泊契約締結の拒否の説明

宿泊しようとする者は、当施設に対し、当施設が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

第5条　宿泊客の契約解除権

宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 宿泊客が、前項により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、別表第2に掲げる違約金を申し受けます。

第6条　当施設の契約解除権

当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ）暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人又はその他の団体であるとき

ハ）法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が、特定感染症の患者等であるとき。

(4) 宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、又はその実施に伴う負担が過重であって、当施設の正常な管理・運営若しくは従業員によるサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したとき。

(5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(6) 山梨県旅館業法施行条例第6条の規定する場合に該当するとき。

(7) 寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供をうけていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第6条の２　宿泊契約解除の説明

宿泊客は、当施設に対し、当施設が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

第 7 条　宿泊の登録

宿泊客は、宿泊日当日、当施設の受付において、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先

(2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号

(3) その他当施設が必要と認める事項

第 8 条　客室の使用時間

宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間以外の客室の使用に応じることがあります。この場合において、出発予定日のチェックアウト時刻を超える場合は、超過 1 時間ごとに 3,000 円の追加料金を申し受けます。

第 9 条　利用規則の遵守

宿泊客は、当施設内においては、当施設が定める利用規則に従っていただきます。

第 10 条　料金の支払い

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、宿泊客の到着の際又は当施設が請求したとき、通貨、クレジットカードその他当施設が認めた決済手段により、受付または当施設が指定する場所において行っていただきます。

第 11 条　当施設の責任

当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 12 条　契約した客室の提供ができないときの取扱い

当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 13 条　宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

当施設では、宿泊客の手荷物または携帯品のお預かりは行いません。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をす

るとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前項の規定にかかわらず、貴重品については、発見日を含め 3 日以内に最寄りの警察署に届けるものとします。
4. 第 2 項の規定にかかわらず、飲食物、雑誌類及び衛生環境を損なう懸念のある物品、又はその他廃棄物に相当する物品は、保管期間内であっても、発見日の翌日に当施設の判断にて処分（廃棄）させていただきます。

第 14 条　駐車の責任

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は駐車場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

第 15 条　宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により、当施設の建物、設備、備品等に損害（器物の破損、汚損、紛失等）が生じたときは、当該宿泊客は、当施設に対し、その復旧に要する費用その他の損害を賠償していただきます。

第 16 条　本約款の変更

当施設は、法令の改正、サービス内容の変更、その他必要があると認められる場合は、本約款を変更することができるものとします。

2. 前項による本約款の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日を、当施設所定のウェブサイトに掲載する方法等により周知するものとし、当該効力発生日の到来をもって適用されるものとします。

別表第１　支払うべき宿泊料金等の内訳

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	①宿泊料金	基本宿泊料（室料＋朝食・夕食料）
	②追加料金	追加飲食料（朝食・夕食以外の飲食料）
	③税金	消費税

別表第２　違約金

契約解除の通知を受けた日	基本宿泊料に対する違約金の比率
宿泊日の８日前まで	無料
宿泊日の７日前～4 日前	20％
宿泊日の３日前～2 日前	50％
宿泊日の前日	80％
宿泊日当日・無連絡不泊	100％

※違約金は、宿泊客から契約解除の通知を受けた日を基準として算定します。